

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（安全確保交付金）について

1. 交付金の概要

(1) 交付目的

原発立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組を支援するため、経済産業省が令和 5 年度に創設

(2) 交付限度額

島根県全体額 20 億円（交付期間は最大 5 年間、単年度交付限度額 5 億円）

(3) 交付先

- ① 設置変更許可済であって、再稼働していない原発の立地県
- ② 立地県が認めた場合に限り、隣接県も対象
（島根県分 17 億円、鳥取県分 3 億円）

2. 交付金の配分

島根県分 17 億円のうち半分程度を以下のとおり 4 市に配分

→ 松江市 5.1 億円、**出雲市 2.63 億円**、安来市 0.85 億円、雲南市 0.85 億円

3. 本市における交付金の使途

島根県が実施予定である事業（除雪対策、道路の落石対策等）に準じ、以下のとおり避難の実効性を高めるための事業に充当する。

(1) 除雪対策事業

UPZ（島根原発から 5～30km 圏）内で使用する除雪機械の導入

(2) 落石対策事業

UPZ 内の市道における落石対策工事（落石防止網の補修等）の実施

4. 事業実施年度

令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年で実施予定